

仕様書

1. 仕様書番号

教学委第30号

2. 委託業務名

小中学校・総合教育センター清掃委託業務

3. 委託施行場所

市内小中学校・総合教育センター

4. 契約期間

契約日～令和8年9月30日

5. 業務目的

小中学校及び総合教育センターの床カーペット、ガラス清掃、体育館ガラス清掃を行うことで児童・生徒の安全衛生を確保する。

6. 業務内容

①清掃内容

- ・清掃箇所においては設計書に記載されている委託業務内訳を参照とすること。
- ・事前に各学校にて打ち合わせを行い、清掃箇所の状態を調査すること。
その時、学校側からの要望があった場合、学校、学校教育課と三者で調整を行うこと。
- ・机、椅子等備品の搬出、搬入は受託者によって行うものとする。
- ・硝子清掃においては、両面透明部分洗剤洗浄後、スクイジー仕上げをすること。
また、サッシ及びサッシの溝の清掃も行うこと。
- ・カーペット床清掃においては、セミドライ工法にて仕上げる。
- ・塩ビシート床清掃は汚染度に応じて重汚染、中汚染、軽汚染に分類し、それぞれの汚染度に合わせた清掃を行うこと。
特に重汚染については、必ず剥離を行うこと。
- ・清掃中に蜘蛛の巣があった場合は可能な限り除去すること。（特に屋外）
- ・雨樋について軒樋はごみや泥を完全に取り除き、縦樋はつまりが一切ない状態にすること。
- ・備品、物品の移動は作業責任者が管理し、元の位置に戻す。
- ・洗浄にかかわる作業後、汚水は適切に回収処理すること。
- ・高所作業車使用時は、作業表示をする。作業範囲内に作業員以外は立ち入らないようバリケード等の安全措置をすること。
また、高所作業車の立ち入りが可能な場所を学校等に事前に確認し、許可を取ること。
- ・各工程毎に適切な道具、洗剤等を使用すること。
- ・完了確認を受ける前に作業責任者が仕上げを確認すること。それにより、不十分と判断した箇所は再度作業すること。
- ・清掃時に校舎内外を確認し、次年度に実施すべき部分を選定し、学校の要望と選定した部分をまとめて学校教育課へ提出すること。

②清掃時期

- ・清掃回数は年1回とする。
- ・原則夏休み期間内に実施することとするが、海津市及び貴社の都合により実施できない場合は、協議の上日程を調整し実施すること。

7.指示事項

- ・各学校での業務完了後は書面にて完了検収を受け、発注者に提出すること。
- ・受託後は、各工程毎の作業手順書、工程表を速やかに作成し、発注者の承認を得ること。
- ・各工程、場所毎に作業前、作業中、作業後の写真をデジタルカメラで記録して写真を適切に管理、整理して発注者に提出すること。
- ・作業日誌を作業責任者が作成し、発注者に提出すること。
- ・使用材料の数量を管理し、業務完了時に報告書を提出すること。

8.その他

- ・委託料の請求については、受託者は市に対し、請求書を総合教育センター分、小学校分及び中学校分の3口に分けて作成し請求するものとし、市は受託者の請求書に従い、委託料を支払うものとする。
- ・作業時は安全に配慮し、けがや熱中症等に注意すること。
また、作業中に発生した事故等についての責任は受託者が負うものとする。
- ・この仕様に定めのない事項については、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。